

## 第4章 高圧ガスの販売

第1 販売事業所 販売事業の届出（法第20条の4）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

一般則様式第21「高圧ガス販売事業届書」

液石則様式第21「高圧ガス販売事業届書」

(2) 届出時期

販売事業所ごとに販売事業を開始する20日前までに、届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 委任状（代理人による届出の場合に限る。）

イ 法人登記簿謄本の写し（届出者が法人である場合に限る。）

ウ 住民票の写し（届出者が個人である場合に限る。）

エ 販売計画書

 Ⅲ 関係書式／第1章 計画書／第4 高圧ガスの販売に係る計画書

(105 ページ～109 ページ)

オ 引渡先保安台帳の様式

カ 容器授受簿の様式（高圧ガスを容器により授受する場合に限る。）

キ 周知文書の例（一般則第39条第1項又は液石則第40条第1項に規定する高圧ガスに限る。）

ク 周知済記録台帳の様式（一般則第39条第1項又は液石則第40条第1項に規定する高圧ガスに限る。）

ケ 販売事業所案内図

コ 容器置場見取り図（容器置場を所有する場合に限る。）

2 技術上の基準について

法第20条の6第1項に基づく一般則第40条又は液石則第41条で定める技術上の基準に適合するものであること。

3 その他

一の販売事業所において、販売事業のために取り扱う高圧ガスが一般則、液石則、冷凍則のうち複数の省令に及ぶ場合の届出については、「高圧ガス販売事業届書」の適用規則欄に取り扱う省令名称を並記し、一の届出書類で届出すること。

## 第2 高圧ガスの販売に係るその他届出等

### 1 高圧ガス販売事業承継届書

(1) 提出書類

一般則様式第21の2「高圧ガス販売事業承継届書」

液石則様式第21の2「高圧ガス販売事業承継届書」

(2) 届出時期

相続、合併、分割、譲渡に伴う承継後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 法人の場合で、合併、分割、譲渡があった場合

1. 登記簿謄本の写し又は全部事項証明書の写し

2. 事業の全部の承継があったことを証する書面（分割、譲渡の場合に限る。）

イ 個人の場合で、相続（包括承継）、譲渡があった場合

1. 被承継者に関する戸籍謄本の写し

2. 相続の事実を証する書面（相続の場合に限る。）

3. 事業の全部の承継があったことを証する書面（譲渡の場合に限る。）

## 2 販売に係る高圧ガスの種類変更届書

### (1) 提出書類

一般則様式第22「販売に係る高圧ガスの種類変更届書」

### (2) 届出時期

販売をする高圧ガスの種類変更後、遅滞なく届出すること。

### (3) 次の書類等を添付すること。

なお、◆印の書類等は、変更の内容に該当しない場合は添付を要しない。

#### ア 販売計画書

 Ⅲ 関係書式／第1章 計画書／第4 高圧ガスの販売に係る計画書

(105 ページ～109 ページ)

#### ◆イ 引渡先保安台帳の様式

#### ◆ウ 容器授受簿の様式（高圧ガスを容器により授受する場合に限る。）

#### ◆エ 周知文書の例（一般則第39条第1項又は液石則第40条第1項に規定する高圧ガスに限る。）

#### ◆オ 周知済記録台帳の様式（一般則第39条第1項又は液石則第40条第1項に規定する高圧ガスに限る。）

#### ◆カ 容器置場見取り図（容器置場を所有する場合に限る。）

### (4) その他

次に掲げる同一区分内のガスの種類の変更である場合は、届出を要しない。

#### ア 冷凍設備内の高圧ガス

イ 液化石油ガス（炭素数3又は4の炭化水素を主成分とするものに限り冷凍設備内の高圧ガスを除く。）

ウ 不活性ガス（冷凍設備内の高圧ガスを除く。）

### 3 高圧ガス販売事業廃止届書

(1) 提出書類

一般則様式第26「高圧ガス販売事業廃止届書」

液石則様式第25「高圧ガス販売事業廃止届書」

(2) 届出時期

販売事業の廃止後、遅滞なく届出すること。

### 4 高圧ガス販売主任者届書

(1) 提出書類

一般則様式第35「高圧ガス販売主任者届書」

液石則様式第34「高圧ガス販売主任者届書」

(2) 届出時期

選任解任後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 選任者の高圧ガス製造保安責任者免状又は高圧ガス販売主任者免状の写し

イ 経験証明書